

教育者としての保姆 (二)

— 文部時報第七百三十七號より轉載 —

東京女子高等師範學校教授 倉橋惣三

一、「保育」と「教育」

これは「文部時報」編集部からの課題である。なんぞ嬉しい題であらう。大に氣乗りして、ふだんから考へてゐるところを書きならべらる。

なぜ此の題を嬉しいといふか。保姆を教育者として見るこの極めて稀薄な人々が多かつたりするからである。甚しきは、かういふことに、さんぞ無關心な人さへ、社會に多かつたりするからである。それも、その人達の立場が遠い場合は別として、幼児保育の必要を論じ、保姆の任務を説いたりする立場にありながら、保姆の教育者たることを、殆んど見落してゐる人々があつたりするからである。それらに對して、此の課題自身が既に一提言をなしてゐるといへる。

保姆はたしかに教育者である。しかし、國民學校の訓導に、教育者としての訓導をいつたいひ方をすることに

い。それに比し、同じく教育者である保姆に、特に教育者としてのいふ言葉が用ひられたりするのはなぜであらうか。それは、訓導の場合その仕事はつきり教育といはれて居り、保姆の場合には、保育といはれて居ることに先づ原因がある。保姆は先づ幼児の保育者である。その保育者がさういふ意味で教育者であるかといふのが、此の課題の中心になる。

幼稚園令は幼稚園の目的をかう言ひあらはしてゐる。「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」云。こんなことを今更引用するまでもないが、幼児を保育して家庭教育を補ふところ、一應注意を惹きたいのである。幼児を教育して、頭から言つてよさうなのを、特に保育といつてある點に就てある。これにはいろいろの意味が汲みとられ得るであらうが、茲では先づ次のやうな點を

取り上げたい。幼児を保育しこは、幼児を教育してゆく働きを言つてゐる言葉である。保育することによつて所期せられてゐる内容は、次に示してある「心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ」である。即ち此の效果を得るために、保育さいふ方法様態を以てするのである。而して、幼児の心身を健全に發達せしめること、善良なる性情を涵養することは、いふまでもなく教育である。従つて、この幼稚園令の言葉を換言要約すれば、保育さいふ幼児に適正なしかたによつて、幼児の教育効果を擧げ、それによつて、家庭教育を補へさいふことである。その保育するさいふことはさういふことか。茲に講義めいた詳説はいらぬが、假りに教育するさいふ言葉を一方に置いて言つてみれば、教育するさいふ方には、目的を強く押しつけたり、目的へ近く引きよせたりする趣きがある。それに比して、保育するさいふ時は、こつちの目的が、さうあらはに主になつてゆかず、さこまでも、先方すなはち幼児の生活の方を主にして、それについてゆくのである。勿論、先方を主にして、先方へ隨從してゆくだけではない。こつちはしつかりした目的内容をもつてゐるが、その働きさまに於て、さこまでも先方の生活を主とし、それに即觸し、それを盛り上がらせることを先きにして、その間にこつちの目的内容を實現させてゆくかうするのである。但し、かういふ心構

へは教育のさこにもありはするもので、殊に國民學校初學年の場合なき、大に此の心構へが必要とされてゐる。小學校時代の初學年でも新教育論者はさう考へてゐたが、國民學校になつては、その心持ちが、原則的に強調せられてゐる。その點で、幼稚園の保育法は國民學校初學年の教育法とが、甚だ近似して來たさいはれたりもするが、それは兎に角として、幼稚園はさこまでも保育法の特色に立つのである。

さこころで、幼児の生活を主にし、それに即觸し、それを盛り上がらせるさいふ、その生活さいふに二方面がある。一つは、謂はゞ心理的方面で、普通に幼児の生活々動さいふ方である。たこへば、幼児の遊戯生活の如きそれである。そこで、保育法に於ては、幼児の遊戯生活を主とし、それに即觸し、それを盛り上がらせることを、先決の基本態度としてゐる。但したゞ自由に遊ばせて置けばいゝさいふのは決してない。それでは、保育してゐるのでもなんでもない。が併し、教育法さいふ時、さうく遊戯生活に就いてのみゆけず、課業と遊戯との對立が設けられたりするのに較べて、保育法の方は、幼児の遊戯生活で、常にぐつと近く添つて居る。しかも、幼児の生活さいふ時の意味はこの方面に止まらない。心理的さいふたのに對して、生理的さいふのも語が充分に當らないが、生活々動よりも、もつ

二、就學前國民教育者

こ極く普通一般の意味での身邊日常の生活がある。腹がすく。睡くなる。これも生活である。よごれた手を洗はせる。ほころびた着物を縫つてやる。傷の手當をしてやる。保健上の實際の世話を加へてやる。これも亦生活に即觸してゆくことである。一般の幼稚園保育では、前の方の意味の生活が主になつて居る格好があるが、後の方の意味の生活も亦、保育の主要分である。實は、この方こそ保育の第一義さいつていゝ位であらう。兎に角、かうした二つの方面を含めて、幼児の生活そのものをまじし、それに即觸し、それを盛り上がらせてゆく働きまで教育効果を實現してゆくところに、保育法の特徴があるのである。従つて、保育者即ち保姆の任務も、明らかにこゝにある。そこで、その働きざまを表から見れば、或は、教育者らしいところが顯著にあらはれてゐないかも知れない。少くも、教育の爲の教育法を用ゐて居る教師に比して、聊か異つて見えるであらう。そこに、その保育者が、さういふ働きざまをこりながら、實は幼児の教育を意圖してゐる、れつきまじした教育者であるさういふ闡明も更めて必要になつたりするのである。それは宛かも、明け暮れ、我が子の身邊日常の生活の世話さ、我が子の生活々動の相手さに没頭し、その方面の忙しさに終始してゐる母を、更めて「教育者としての母」といつたりするのと同じである。

保姆は幼児に接する意圖に於て教育者である。さてさういふ教育を意圖してゐるか。幼稚園令の言葉としては、身心の健全なる發達さひひ、善良な性情の涵養さひひ、たゞそれだけでは、人間の一般の教育であり、個人主義的さひひへるものである。殊に、家庭教育を補ふを以て目的さすこあるのは、こゝによつたら、往々にしてある家庭的利己主義の顰を脱してゐないかも知測られない。少くも、その教育意圖の標識の表示性に、國民學校令第一條の如き鮮明さ的確さが無い。しかし、今日の全國教育の嚴たる通念に於て、一切の教育標識が國民的であるこゝに聊かの差別はない。幼稚園令の言葉が古いためか、何分にも對象たる幼児の生活の淡さの爲か、國民學校令の如くに強くは言つてないけれども、心身を健全に發達せしめるも、善良なる性情を涵養するも、一つに皇國の道に則りて行はれ、國民鍊成に向つて意圖せられてゐるこゝに別ありやうはない。幼稚園令第一條を改訂してもいゝ。速に改訂すべしとの論も現にある。しかも假りに此のまゝでも、國民の就學前教育として、それが國民教育であるこゝを誰れが忘れよう。學齡中が國民學校であるさ共に學齡前は國民幼稚園である。(文部時報第七〇六號第七〇七號所載拙稿「國民學校と國民幼稚園」參照)従つて、幼稚園保姆は、たゞに教育者であるさひひ普遍概念

の外に、國民教育者である。この點は、此の小篇に於て特に強調したい。

國民鍊成の意味は、必ずしも國民科的方面のみのことではないのは、國民學校令の、靜かに又明かに示してゐるところである。すなはち、心身を健全に發達せしめこいふ、謂はゞ體鍊科的の方面も、幼稚園保育項目内の、謂はゞ理數科的であつたり、藝能科的であつたりする方面も、皆之れ國民鍊成に統合せられる貴重なる要素であることは言ふまでもない。しかも、謂はゞ國民科的の方面にしても、善良なる性情を涵養するこいふ、その善良さは、皇國の道に則るものでなくてはならぬであらう。殊に、國民學校令施行規則教則の總則の一、二、三項に擧げられてゐる國民學校教育の本旨は、皆幼稚園保育者の教育的念願でないものはない。勿論三項の内容を知識的に教へてゆくことは、幼稚園の可能外である。しかし、教則も之れを單に知識的理解のこいさせず、曰く「皇國ノ道ノ修鍊」こいひ、「國體ニ對スル信念」こいひ、「知識技能ノ體得」こいひ、「心身ノ育成」こいひ「國民タルノ資質ノ啓培」こいつてゐる。これ等は一面知識的學習以上でありとも見られるが、超知識性こいふ點に於て、理念教育以前にも或る可能を約束するものである。そこで保姆が、その保育的はたらきの間に於て、常に自らの生活を皇國の道に則らせ、幼兒の性情を皇國の道に則ら

せ、機會ある毎に國民教育の本旨の適正なる（幼兒として）實現を工夫するところに、就學前日本人の國民教育が、保姆の手によつて行はれてゆくのである。

元來、就學前教育の必要は、後に鍊成せられんとする兒童の心性が、幼時に於て方角づけられ、正しく躋けられてゐるここの、必須缺くべからざる重要さに基くものである。而して、その方向を躋けきの内容は、人間性の全面に互るこことは勿論であるが、皇國の兒童の心性として絕對的に大切なもの日本的なるものを、その主内容とするこことは論を俟たない。保姆はそこを擔任してゐる。その、勞多くして效果の顯著でない教育期に於て、根の根の如きところを培ふこことに孜孜してゐる。而して、根が一番大切なところであるこことを知らぬものはあるまい。若しさういふ人があつたら、餘りにも性急な效果主義者か、淡薄なる結果主義者である。少くも、眞に自然の理法を知るものではない。教育の理法を知るものでもない。そこで更めて茲に斷言し得るこことは、國民學校による國民教育意識の新たな昂揚は、溯つて就學前の國民教育的留意を今更に深くし、従つて、その任に當る者、すなはち保姆を、教育者として更めて重く認識せしめ來つたこことである。

茲で尙ほもう一つ考へて置きたいこことがある。幼稚園令に言ふこころの、家庭教育を補ふこいふ點である。この意

味は頗る深い。此の一句に、就學前教育の種々の本質的問題が解拵せられる。その一つは、幼兒期教育の第一主體が家庭に置かれてあることである。その意味に於て、幼稚園は補助的機關である。しかも、何が故に補助を必要とするか。その點に補助が要求せられるか。これは充分明かにされてるなければならぬが、この問題をその全面に互つて論究するのは此の小篇の企て以外である。茲には、就學前國民教育に就いて、家庭教育を補ふさいふ點が問題である。一體、家庭教育は、殊に日本の家庭教育は、その教育的中核が國民教育にある。國に離れない家さいふものがする教育が、さうであることは、當然であり又我が國の特色である。教育者としての母さいふ言葉も、この意味では、國民教育者としての母さいふべき位である。そこで、家庭の國民教育的效果を、保姆が補ふさいふことになつて来るが、その意味果して如何んさいふことである。見方は二つに分れる。第一には、家庭が國民教育主體としての効果を充分發揮し得ない時に補助の必要があるさいふ實際的の見方である。而して、かういふ場合が世に多い。第二には、家庭教育さいふものそのものに、それだけでは國民教育性を完具しないさいふところがある。従つて、實際の場合さいふよりも、原則論として、就學前國民教育施設の補助を俟つことが必須であるさいふ見方である。

これに就て、第一の見方は、さうまでも實際的のことであつて、それだけの話でもある。第二の見方に在つては、家庭教育の本質に觸れてゐることにのみならず、子ぎもの國民教育は、家庭以外の國民教育施設によつてのみ出来るさいふ斷定をすることにのみならず、考へ方によつては、我が國の家庭の國民教育性を信頼しないが如くにも聞える。しかし、就學後に於て、全兒童を國民學校に於て國民に鍊成するさいふ義務教育の立て前から見て、別に不思議もないことである。更めて論ずるまでもなく、國民鍊成さいふことは、個性的完成は別なる全體性の完成を要諦とするものである。その全體性の鍊成は、方法としても、個々人的教育主體に一任する以外に、全體性的教育主體の協力にすることを得るべきである。而して、保姆が個々人的教育主體でなく、國家の全體性的教育主體であることはいふまでもない。宛も、國民學校訓導がさうであること、その内面的本質に於ては同一である。ことに、家庭教育を補ふさいふも、單に偶然的の缺陷を補ふさいふ場合の外に、かうした本質的な任務が考へられることになる。

但し一應注意して置く必要は、斯ういふ見方の成立によつて、家庭教育の國民教育的任務に聊かの輕減を加へてゐるものでないことである。國民鍊成は、全體性的教育主體の力に俟つこと必要であるが、その鍊成の基底的職能を受

持つ個々家庭教育の必須も亦、一點の否定を許されない。

現に、國民學校ほゞの強力なる全體性的教育主體が、家庭の教育的協力を強調してゐるのである。決して、あらゆる意味に於て、現に實に家庭の子であり、母の手にある幼児の場合、假りにも家庭教育から切り離して、何んの眞の教育が出来得よう。すなはち全體性的教育主體を國民教育の爲に必須とする論は、そのまゝに家庭教育輕視を少しでも意味するものではない。それどころか、我が國の教育の根本本義として、家庭教育こそ一切の基礎たるもので、全體性的教育主體の力が充實せられると共に、それに併行して、個々家庭の教育力の發輝が進展させられなければならない。そこで、家庭教育を補ふさいふここの意義は、國民教育としての保母が國民教育者としての母に、その特質を以て協力するさいふここのになる。

さて問題をもこへ復へして、保母が教育者であり、國民教育者であるさいふここのは、幼稚園の目的がさうであるここの再説にほかならぬではないかさいはれるかも知れぬ。保母は幼稚園に於て保育に従事するものであるから、それに相違ない。しかも、學校の目的と訓導の任務とが一致せる以上に、幼児教育では、保母その人の影響が大きいのである。幼稚園にゐるから保母であるさいふよりも、保母がゐるから幼稚園ださいひたい位である。かういふさいふここの

角の全體性的教育主體さいふここのが、保母個人に歸趣せられて仕舞ふやうであるが、素より保母は幼稚園の一員としてのみその教育力を完全に發輝し得るのである。たゞ、幼児の方から見れば、兒童が訓導に教育せられてゐる以上に保母によつてこまやかに教育せられてゐるさいはれ得る。

此の點は、幼稚園が全體性的教育の機關でありながら、學校に比してその機關性が少なく、保母本位的な特質を生じ來る所以である。斯くて、保母も教育を受けもつさいふ以上に、教育者としてのその人自身の持ち前こそ、社會にも、保母その人にも、しつかり認識して貰ひたい點である。

(つづく)

本誌は、來る三月號より、豫告申上げて置きました通り、講義録の態を以つて皆様にご覧になることになりました。(編輯部)